

契 約 書 (案)

公立大学法人尾道市立大学（以下「使用者」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「供給者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、尾道市立大学で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 供給者は、別表1仕様書に基づき使用者の尾道市立大学で使用する電力を需要に応じて供給し、使用者は供給者にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。なお、この単価には、消費税及び地方消費税を含む。

基本料金	契約電力に対する月額単価		円/KW・月
従量料金	使用電力量に対する単価	(その他季)	円/kwh
		(夏 季)	

2 供給者の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、使用者、供給者協議のうえこれを改定することができる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において使用者の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は、解除するものとする。

（契約保証金）

第4条 使用者は、本契約に係る供給者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 供給者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、使用者の承認を受けた場合は、この限りでない。

（使用電力量の増減）

第6条 使用予定電力量は、使用者の都合により変動することができるものとする。

（契約電力の決定）

第7条 契約電力を変更する必要があるときは、使用者、供給者協議のうえ変更するものとする。

2 使用者が、前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合の契約超過金は、使用者、供給者協議のうえ、使用者は当該協議において決定された内容で支払うものとする。

（使用電力量の検針）

第8条 毎月の電力量の検針日は、使用者、供給者協議のうえ定めるものとし、供給者は検針日に電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

2 前項の使用電力量は、使用者の職員の確認を受けて確定するものとする。

（電気料金の算定）

第9条 電気料金は、基本料金及び従量料金の合計額から割引料金を引いた額（当該金額

に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)とする。

- 2 基本料金は、第2条第1項に規定する基本料金の額に別表1仕様書で定める契約電力を乗じて得た額に力率割引・割増を適用した額とする。
- 3 従量料金は、第2条第1項の使用電力量に対する単価に前条第1項の規定により読み取った1か月(前月の計量日から当月の計量日前日までの期間をいう。)の使用電力量を乗じて得た額とする。ただし、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)に定める燃料費調整制度に準じて従量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ使用者、供給者協議のうえ定めるものとする。
- 4 太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、尾道市の地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとする。
- 5 第7条第2項により生じた場合の契約超過金は、使用者、供給者協議のうえ定める方法により算定された額とする。

(電気料金の支払)

第10条 供給者は、前条の規定により算定された額を1か月ごとに請求するものとする。

- 2 使用者は、前項の規定により請求があったときは、供給者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 使用者の責めに帰すべき事由により、供給者が指定した期日までに電気料金が支払われない場合において、供給者は、前条第1項から第5項までの規定により算定された額の10パーセントの額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額を新たに請求できるものとする。

(支払方法)

第11条 前条の規定による電気料金の支払は、供給者の指定する口座に振り込むものとする。

(契約解除)

第12条 使用者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 供給者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めるとき。
 - (2) 供給者が正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、供給者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、供給者が本契約条項に違反したとき。
- 2 供給者は、前項第3号又は第4号の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を使用者に請求することはできない。
 - 3 供給者は、第1項第3号又は第4号の規定により契約を解除されたときは、当該日から契約期間満了までに係る契約電力及び予定使用電力量に対し、第9条の規定に基づき算定した額の10パーセントに相当する額を、違約金として使用者に支払わなければならない。

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 供給者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、同条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 供給者が、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、同条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 供給者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（この契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
 - (4) 供給者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (5) 供給者（供給者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処されたとき。
- 2 使用者は、排除措置命令又は納付命令が供給者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し供給者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第1号から第4号までに規定する確定したときをいう。）は、契約を解除することができる。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 供給者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 供給者は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに使用者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 供給者は、前項の場合において、使用者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除

対策を講じなければならない。

- 3 供給者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに使用者に報告するとともに、速やかに所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(契約解除後の処理)

第16条 契約を解除した場合には、第1条に規定する義務は消滅する。

- 2 契約を解除した際、使用者が既に電力の供給を受けている場合には、基本料金は、第2条に定める額を契約解除した日までの日数に基づき、日割りで算出した額とし、その他の電気料金は、契約解除の日までに使用した電力量に基づき算出して得た合計額から割引料金を引いた額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）とし、第10条の例により、使用者は供給者に支払うものとする。

(秘密の保持)

第17条 供給者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

- 2 使用者及び供給者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を開示する場合は、事前にその内容を相手方に通知するものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、使用者、供給者協議のうえ決定する。

- 2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し使用者、供給者双方が記名・押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

使用者 尾道市久山田町1600番地2
公立大学法人尾道市立大学
理事長 藤澤 毅

供給者 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○

別表1

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需要場所	尾道市立大学 尾道市久山田町1600番地2
契約電力 (k w)	800 各月の契約電力は、その1月の最大需用電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。
予定使用電力量 (k w h)	2,608,000 内訳は、別表3のとおり
業種及び用途	大学・事務所
供給電気方式	交流3相3線式
標準電圧	6,000V (受電電圧6,600V)
標準周波数	60Hz
受電方式	1回線受電
標準力率	100%
使用期間	令和4年4月1日 0:00 ~ 令和6年3月31日 24:00
検針方法	自動検針記録 (検針日は毎月1回:月末締めのご請求にあわせる)
電力量計 (自動検針装置)	中国電力株式会社の仕様による電力需給用複合機 (通信機能付)
需給地点	構内第1柱の開閉器の電源側端子
保安責任分界点	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電力の確保	電力供給側の事故や災害により、需要場所への電力供給が停止した場合には、他の電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 特定規模電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費については、特定規模電気事業者の負担とする。・ その他必要な事項については、一般電気事業者が定める託送供給約款による。

別表2

平成30年度～令和元年度 使用電力量及び最大需用電力の実績値

月	使用電力量(kwh)		最大需用電力(kw)		力率(%)
	H30年度	R元年度	H30年度	R元年度	H30～R元年度
4月	73,128	79,099	295	338	100
5月	79,834	77,988	310	264	100
6月	99,091	93,737	456	422	100
7月	118,572	125,712	794	617	100
8月	137,016	119,237	653	641	100
9月	75,014	86,388	418	382	100
10月	82,730	87,766	307	470	100
11月	104,887	101,755	482	449	100
12月	137,251	138,758	708	566	100
1月	157,810	137,537	677	694	100
2月	101,952	93,994	502	461	100
3月	85,229	79,241	444	439	100
合計	1,252,514	1,221,212	-	-	-

別表3

令和2年度～令和3年度 使用電力量及び最大需用電力の実績値

月	使用電力量(kwh)		最大需用電力(kw)		力率(%)
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2～R3年度
4月	69,811	76,342	252	264	100
5月	51,096	59,410	122	216	100
6月	55,678	66,730	163	372	100
7月	63,276	113,822	271	610	100
8月	87,653	84,389	336	490	100
9月	71,875	66,408	322	293	100
10月	72,895	79,466	259	312	100
11月	88,740	92,916	386	504	100
12月	137,114	-	631	-	100
1月	122,808	-	523	-	100
2月	82,166	-	463	-	100
3月	79,548	-	442	-	100
合計	982,660	-	-	-	-

別表4

予定使用電力量

月	R4年度	R5年度	夏季・その他季の別
4月	80,000	80,000	その他季
5月	83,000	83,000	
6月	102,000	102,000	
7月	129,000	129,000	夏季 ※ 7月1日～ 9月30日
8月	135,000	135,000	
9月	85,000	85,000	
10月	90,000	90,000	その他季
11月	109,000	109,000	
12月	145,000	145,000	
1月	156,000	156,000	
2月	103,000	103,000	
3月	87,000	87,000	
計	1,304,000	1,304,000	—
	その他季2か年合計	夏季2か年合計	総合計
	1,910,000	698,000	2,608,000